

外国株券等保管振替決済制度に係る業務処理要領第 4.0 版 新旧対照表 (2023/8/7)  
本文

項番	章	変更箇所	変更区分	新	旧
1	Ⅲ	2. (3) a	変更	<p>a 口座開設申請書の提出</p> <p>外国株券等機構加入者になろうとする者(以下「外国株券等機構加入申請者」という。)は、機構に対し、次に掲げる事項を記載した所定の外国株券等口座開設申請書及び外国株券等区分口座開設申請書を、<u>書面又は Target 保振サイトにより提出して、外国株券等機構加入者の口座の開設の申請をしなければならない。</u></p> <p>①～⑤ (略)</p>	<p>a 口座開設申請書の提出</p> <p>外国株券等機構加入者になろうとする者(以下「外国株券等機構加入申請者」という。)は、機構に対し、次に掲げる事項を記載した所定の外国株券等口座開設申請書及び外国株券等区分口座開設申請書を提出して、外国株券等機構加入者の口座の開設の申請をしなければならない。</p> <p>①～⑤ (略)</p>
2	Ⅲ	2. (3) b	変更	<p>b 口座開設申請書の添付書類</p> <p>外国株券等機構加入申請者は、外国株券等に係る口座開設申請書を提出しようとするときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。<u>ただし、④から⑦及び⑨については、機構がその提出を省略することができる</u>と認める場合には、その提出を省略することができる。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ <u>実質的支配者に係る届出書</u></p> <p>⑤ <u>特定取引を行う者の届出書</u></p> <p>⑥ <u>登記事項証明書</u></p> <p>⑦ <u>代表者の印鑑証明書</u></p> <p>⑧ W8-IMY 及び W8-BEN-E (米国源泉税関係書類)</p> <p>⑨ 外国株券等機構加入申請者が機構に対して特定個人情報を提供する場合には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第 19 条第</p>	<p>b 口座開設申請書の添付書類</p> <p>外国株券等機構加入申請者は、外国株券等に係る口座開設申請書を提出しようとするときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ W8-IMY 及び W8-BEN-E (米国源泉税関係書類)</p> <p>⑤ 外国株券等機構加入申請者が機構に対して特定個人情報を提供する場合には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第 19 条第</p>

				<p>12号に規定する特定個人情報の安全を確保するための措置として、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（以下「番号法施行規則」という。）第21条第2号の規定により、機構に対して、その使用に係る電子計算機に特定個人情報を提供する外国株券等機構加入申請者の名称、提供日時及び提供を受ける特定個人情報の項目を記録し、当該記録を7年間保存することを求める旨を記載した書面</p> <p>⑩ その他機構が定める事項を記載した書面</p>	<p>12号に規定する特定個人情報の安全を確保するための措置として、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（以下「番号法施行規則」という。）第21条第2号の規定により、機構に対して、その使用に係る電子計算機に特定個人情報を提供する外国株券等機構加入申請者の名称、提供日時及び提供を受ける特定個人情報の項目を記録し、当該記録を7年間保存することを求める旨を記載した書面</p> <p>⑥ その他機構が定める事項</p>
3	Ⅲ	2.(3)b 備考	変更	<p>※ 株式等振替制度における「特定個人情報の安全を確保するための措置に係る確認書」の提出をもって、外国株券等保管振替決済制度においても、b⑨の書面の提出を受けたものとする。</p>	<p>※ 株式等振替制度における「特定個人情報の安全を確保するための措置に係る確認書」の提出をもって、外国株券等保管振替決済制度においても、b⑤の書面の提出を受けたものとする。</p>
4	Ⅲ	2.(4)	変更	<p>(4) 機構による外国株券等機構加入申請者への通知 機構は、外国株券等機構加入申請者のために外国株券等機構加入者の口座を開設することとしたときは、速やかに、当該外国株券等機構加入者の口座の開設を受ける外国株券等機構加入申請者に対し、書面又はTarget 保振サイトにより、次に掲げる事項を通知する。</p> <p>①～⑤ (略)</p>	<p>(4) 機構による外国株券等機構加入申請者への通知 機構は、外国株券等機構加入申請者のために外国株券等機構加入者の口座を開設することとしたときは、速やかに、当該外国株券等機構加入者の口座の開設を受ける外国株券等機構加入申請者に対し、書面により、次に掲げる事項を通知する。</p> <p>①～⑤ (略)</p>

5	Ⅲ	3. (1)	変更	<p>(1) 外国株券等機構加入者による外国株券等機構加入者の口座の廃止の申請</p> <p>外国株券等機構加入者は、その外国株券等機構加入者の口座の廃止を受けようとするときは、機構に対し、所定の制度脱退に係る申請書を <u>Target 保振サイト</u>により提出して、その申請をすることができる。</p>	<p>(1) 外国株券等機構加入者による外国株券等機構加入者の口座の廃止の申請</p> <p>外国株券等機構加入者は、その外国株券等機構加入者の口座の廃止を受けようとするときは、機構に対し、所定の制度脱退に係る申請書を提出して、その申請をすることができる。</p>
6	V	1. (1) ② 備考	変更	<p>※預託指図の各項目に係る留意事項等は以下のとおり。</p> <p>「持込人・引取人コード」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国株券等機構加入者は、現地預託指図で使用する「持込人・引取人コード」を、原則として指図を入力する前営業日までに機構に対して、<u>Target 保振サイト</u>を通じて所定の様式により申請する。</li> </ul>	<p>※預託指図の各項目に係る留意事項等は以下のとおり。</p> <p>「持込人・引取人コード」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国株券等機構加入者は、現地預託指図で使用する「持込人・引取人コード」を原則として指図を入力する前営業日までに機構に対して所定の様式により申請を行う。</li> </ul>
7	V	2. (1) ② 備考	変更	<p>※交付請求指図の各項目に係る留意事項等は以下のとおり。</p> <p>「持込人・引取人コード」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国株券等機構加入者は、交付請求指図で使用する「持込人・引取人コード」を、原則として指図を入力する前営業日までに機構に対して、<u>Target 保振サイト</u>を通じて所定の様式により申請する。</li> </ul>	<p>※交付請求指図の各項目に係る留意事項等は以下のとおり。</p> <p>「持込人・引取人コード」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国株券等機構加入者は、交付請求指図で使用する「持込人・引取人コード」を、原則として指図を入力する前営業日までに機構に対して所定の様式による申請を行う。</li> </ul>

8	VI	1.(1)① 備考	変更	※ 以下において各種振替請求の取扱時間を記載しているが、機構が必要な場合には、 <u>外国株券等機構加入者に対してTarget保振サイト等を通じて連絡の上、取扱時間を延長する。</u>	※ 以下において各種振替請求の取扱時間を記載しているが、機構が必要な場合には、 <u>外国株券等機構加入者に対し一斉FAXで連絡の上、取扱時間を延長する。</u>
9	IX	2.(1)b 備考	変更	※ 「 <u>配当金支払不能照会票・回答票</u> 」の様式は、別紙14を参照。	※ 「 <u>配当金支払不能照会票・回答票</u> 」の配付の際には、 <u>事前に該当の外国株券等機構加入者にファクシミリで通知する。</u> なお、「 <u>配当金支払不能照会票・回答票</u> 」の様式は、別紙14を参照。
10	IX	2.(1)b 備考	変更	※ 返戻郵便物 外国株券等機構加入者によってファイル伝送された外国株券等実質株主に関する資料の過誤等により、配当金計算書等の送付物が株式事務取扱機関に返戻された場合には、機構は株式事務取扱機関から当該送付物を受領のうえ、 <u>該当の外国株券等機構加入者に送付するものとする。</u>	※ 返戻郵便物 外国株券等機構加入者によってファイル伝送された外国株券等実質株主に関する資料の過誤等により、配当金計算書等の送付物が株式事務取扱機関に返戻された場合には、機構は株式事務取扱機関から当該送付物を受領のうえ、 <u>該当の外国株券等機構加入者に引き渡すものとする。</u>
11	IX	2.(1)d (d)	変更	(d)振込口座指定書の提出 未受領配当金等明細表の交付を受けた外国株券等機構加入者は、前回の交付時までに振込先の口座を機構に通知していない場合または通知済の口座に変更があった場合、 <u>振込口座指定書をTarget保振サイトにより提出して、振込先の金融機関口座を通知する。</u>	(d)振込口座指定書の提出 未受領配当金等明細表の交付を受けた外国株券等機構加入者は、前回の交付時までに振込先の口座を機構に通知していない場合または通知済の口座に変更があった場合、 <u>振込口座指定書により振込先の金融機関口座を通知する。</u>
12	IX	2.(1)d (f)	変更	(f)氏名・名称の請求 外国株券等機構加入者は、未受領配当金等明細表の受領後に、記載された情報のみから未受領配当金	(f)氏名・名称の請求 外国株券等機構加入者は、未受領配当金等明細表の受領後に、記載された情報のみから未受領配当金

				<p>等に係る外国株券等実質株主を特定することが不可能な場合、機構に対し、<u>氏名・名称情報の提供申請書を Target 保振サイトを通じて提出することにより、当該実質株主に係る氏名・名称の情報を請求することができる。</u>機構は、請求理由を勘案し、外国株券等実質株主の特定のために氏名・名称の情報が必要であると認める場合には、請求を行った外国株券等機構加入者に対し、<u>Target 保振サイトにより、当該外国株券等実質株主の氏名・名称の情報を提供する。</u></p>	<p>等に係る外国株券等実質株主を特定することが不可能な場合、機構に当該実質株主に係る氏名・名称の情報を請求することができる。機構は、請求理由を勘案し、外国株券等実質株主の特定のために氏名・名称の情報が必要であると認める場合には、請求を行った外国株券等機構加入者に、当該外国株券等実質株主の氏名・名称の情報を提供する。</p>
13	IX	2.(2)a 備考	変更	<p>※ 返戻郵便物 外国株券等機構加入者によってファイル伝送された外国株券等実質株主に関する資料の過誤等により、総会資料等の送付物が株式事務取扱機関に返戻された場合には、機構は株式事務取扱機関から当該送付物を受領のうえ、該当の外国株券等機構加入者に<u>送付するものとする。</u></p>	<p>※ 返戻郵便物 外国株券等機構加入者によってファイル伝送された外国株券等実質株主に関する資料の過誤等により、総会資料等の送付物が株式事務取扱機関に返戻された場合には、機構は株式事務取扱機関から当該送付物を受領のうえ、該当の外国株券等機構加入者に<u>引き渡すものとする。</u></p>
14	IX	2.(2)b	変更	<p>b 総会資料が株式事務取扱機関に備置される場合 上場外国会社の中には、例えば総会開催日当日に（又は数日前まで）株券を保有している者のみに議決権を付与する場合がある。このようなケースにおいては、aに記載の方法により議決権指図を行うことができないため、上場している金融商品取引所が認めた場合には、総会資料を各外国株券等実質株主に送付する代わりに株式事務取扱機関に備え置く方法を採用することができる。このような場合においては、備置された書類により議決権行使の指図を行おうとする者が総会開催日まで当該銘柄を確かに保有する</p>	<p>b 総会資料が株式事務取扱機関に備置される場合 上場外国会社の中には、例えば総会開催日当日に（又は数日前まで）株券を保有している者のみに議決権を付与する場合がある。このようなケースにおいては、aに記載の方法により議決権指図を行うことができないため、上場している金融商品取引所が認めた場合には、総会資料を各外国株券等実質株主に送付する代わりに株式事務取扱機関に備え置く方法を採用することができる。このような場合においては、備置された書類により議決権行使の指図を行おうとする者が総会開催日まで当該銘柄を確かに保有する</p>

				こと、又は総会開催日の数日前に確かに保有していたことを証明するために、該当の外国株券等機構加入者に証明書の発行を求める場合がある。このため、外国株券等機構加入者は、議決権行使の指図を行おうとする者から当該証明書の発行依頼がある場合には、その求めに応じた上で、 <u>当該証明書の写しを Target 保振サイトを通じて機構に提出する必要がある。</u>	こと、又は総会開催日の数日前に確かに保有していたことを証明するために、該当の外国株券等機構加入者に証明書の発行を求める場合がある。このため、外国株券等機構加入者は、議決権行使の指図を行おうとする者から当該証明書の発行依頼がある場合には、その求めに応じる必要がある <u>ことに留意する。</u>
15	IX	2. (3) a (b)	変更	(b) 国内源泉税額の計算 株式事務取扱機関は、外国株券等実質株主に関する資料等に基づき、各外国株券等実質株主に係る国内源泉税額の計算を行い、その <u>計算結果</u> を機構に提出する。	(b) 国内源泉税額の計算 株式事務取扱機関は、外国株券等実質株主に関する資料等に基づき、各外国株券等実質株主に係る国内源泉税額の計算を行い、その結果を <u>書面</u> で機構に提出する。
16	IX	2. (3) a (c)	変更	(c) 計算結果の配布 機構は、株式事務取扱機関から受領した <b>(b)の計算結果</b> を Target 保振サイトを通じて該当の外国株券等機構加入者に提供する。	(c) 計算結果の配布 機構は、株式事務取扱機関から受領した <b>上述の書面</b> を機構窓口において又は Target 保振サイトを通じて該当の外国株券等機構加入者に提供する。
17	IX	2. (3) a (d)	変更	(d) 国内源泉税額相当額の支払い意思確認 外国株券等機構加入者は、(c)の <u>計算結果</u> を基に各外国株券等実質株主に対して国内源泉税額相当額支払いの意思確認を行ったうえ、その意思確認の結果を機構に <u>Target 保振サイトを通じて提出すると共に</u> 、国内源泉税額相当額の支払いが外国株券等実質株主からある場合には、当該金額を機構の指定する銀行口座に振り込む。	(d) 国内源泉税額相当額の支払い意思確認 外国株券等機構加入者は、(c)の <u>書面</u> を基に各外国株券等実質株主に対して国内源泉税額相当額支払いの意思確認を行ったうえ、その結果を機構に <u>書面</u> で提出すると共に、国内源泉税額相当額の支払いが外国株券等実質株主からある場合には、当該金額を機構の指定する銀行口座に振り込む。

18	IX	2. (3) b (e)	変更	(e) 配分明細通知の配布 機構は、株式事務取扱機関が作成した外国株券等実質株主ごとの配分明細通知を、 <u>Target 保振サイト</u> により該当の外国株券等機構加入者に配付する。	(e) 配分明細通知の配布 機構は、株式事務取扱機関が作成した外国株券等実質株主ごとの配分明細通知を、 <u>書面</u> により該当の外国株券等機構加入者に配付する。
19	IX	2. (4) a (b)	変更	(b) 国内源泉税額の計算 株式事務取扱機関は、外国株券等実質株主の資料等に基づき、各外国株券等実質株主に係る国内源泉税額の計算を行い、その <u>計算結果</u> を機構に提出する。	(b) 国内源泉税額の計算 株式事務取扱機関は、外国株券等実質株主の資料等に基づき、各外国株券等実質株主に係る国内源泉税額の計算を行い、その結果を <u>書面</u> で機構に提出する。
20	IX	2. (4) a (c)	変更	(c) 計算結果の配布 機構は、株式事務取扱機関から受領した(b)の <u>計算結果</u> をTarget 保振サイトを通じて該当の外国株券等機構加入者に提供する。	(c) 計算結果の配布 機構は、株式事務取扱機関から受領した <u>上述の書面</u> を機構窓口において又はTarget 保振サイトを通じて該当の外国株券等機構加入者に提供する。
21	IX	2. (4) a (d)	変更	(d) 国内源泉税額相当額の支払い意思確認 外国株券等機構加入者は、(c)の <u>計算結果</u> を基に各外国株券等実質株主に対して国内源泉税額相当額支払いの意思確認を行う。	(d) 国内源泉税額相当額の支払い意思確認 外国株券等機構加入者は、(c)の <u>書面</u> を基に各外国株券等実質株主に対して国内源泉税額相当額支払いの意思確認を行う。
22	IX	2. (4) a (e)	変更	(e) 国内源泉税額相当額の支払い及び交付請求指図の提出 外国株券等機構加入者は、意思確認の結果を機構に <u>Target 保振サイト</u> を通じて提出する。その際に、国内源泉税額相当額の支払いが外国株券等実質株主からある場合には、当該金額を機構の指定する銀行口座に振り込むと共に、該当の割当て外国株券等について交付請求指図をTarget 保振サイトを通じて機構に提出する。	(e) 国内源泉税額相当額の支払い及び交付請求指図の提出 外国株券等機構加入者は、意思確認の結果を <u>書面</u> で機構に提出する。その際に、国内源泉税額相当額の支払いが外国株券等実質株主からある場合には、当該金額を機構の指定する銀行口座に振り込むと共に、該当の割当て外国株券等について交付請求指図をTarget 保振サイトを通じて機構に提出する。

23	IX	2. (4) a (f)	変更	(f) 機構による交付請求指図の提出及び交付の完了 機構は(e)における国内源泉税額の振込みを確認 した場合及び外国株券等機構加入者から国内源泉税 額相当額の外国株券等実質株主からの受領の連絡を 受けた場合（外国株券等実質株主が「口座管理機関 支払」を選択した場合に限る。）には、(e)で提出さ れた交付請求指図に基づき機構の現地保管機関に対 して交付請求指図を行うとともに、当該指図に対す る完了通知を現地保管機関から受領した場合には、 完了の旨を速やかに該当の外国株券等機構加入者 に対して <u>Target 保振サイト</u> を通じて通知する。	(f) 機構による交付請求指図の提出及び交付の完了 機構は(e)における国内源泉税額の振込みを確認 した場合及び外国株券等機構加入者から国内源泉税 額相当額の外国株券等実質株主からの受領の連絡を 受けた場合（外国株券等実質株主が「口座管理機関 支払」を選択した場合に限る。）には、(e)で受領し た書面による交付請求指図に基づき機構の現地保管 機関に対して交付請求指図を行うとともに、当該指 図に対する完了通知を現地保管機関から受領した場 合には、完了の旨を速やかに書面で該当の外国株券 等機構加入者に対して通知する。
24	IX	2. (4) b (d)	変更	(d) 外国株券等の交付の完了 機構は、(c)の交付請求指図に対する完了通知を現 地保管機関から受領した場合には、速やかにその旨 を該当の外国株券等機構加入者に対して <u>Target 保振 サイト</u> を通じて通知する。	(d) 外国株券等の交付の完了 機構は、(c)の交付請求指図に対する完了通知を現 地保管機関から受領した場合には、速やかにその旨 を該当の外国株券等機構加入者に対して書面で通知 する。
25	IX	2. (6) a (d)	変更	(d) 払込代金の支払い 外国株券等機構加入者は意思確認後、権利行使を 行う者がいる場合には、機構が定める期限までに機 構の指定する口座に払込代金を振り込むと共に、そ の他権利行使に当たって機構が必要と認める様式を 機構に <u>Target 保振サイト</u> を通じて提出する。	(d) 払込代金の支払い 外国株券等機構加入者は意思確認後、権利行使を 行う者がいる場合には、機構が定める期限までに機 構の指定する口座に払込代金を振り込むと共に、そ の他権利行使に当たって機構が必要と認める様式を 機構に提出する。
26	IX	2. (6) b (b)	変更	(b) 権利行使の意思確認及び機構による権利行使 外国株券等機構加入者は、外国株券等実質株主 に対して権利行使の意思確認を行う。意思確認後、権 利行使を行う者がいる場合には、機構が定める期限 までに機構の指定する口座に払込代金を振り込むと	(b) 権利行使の意思確認及び機構による権利行使 外国株券等機構加入者は、外国株券等実質株主 に対して権利行使の意思確認を行う。意思確認後、権 利行使を行う者がいる場合には、機構が定める期限 までに機構の指定する口座に払込代金を振り込むと



				共に、所定の様式を機構に <u>Target 保振サイト</u> を通じて提出する。機構は、所定の期限までに払込代金の振込みと所定の様式の提出が行われた新株予約権等については、現地保管機関に対して権利行使の指図を行う。	共に、所定の様式を機構に提出する。機構は、所定の期限までに払込代金の振込みと所定の様式の提出が行われた新株予約権等については、現地保管機関に対して権利行使の指図を行う。
27	X	2.	変更	<p>2. 外国株券等機構加入者における外株ファイル伝送の回線接続</p> <p>外国株券等機構加入者は、外株ファイル伝送のみによるデータ授受を機構との間で行う必要があるが、次に掲げる条件を満たす場合に限り、外株ファイル伝送の回線接続を行わないこととすることができる。</p> <p>① (略)</p> <p>② ①の口座について、外国株券等の残高が一切発生しないことを確約する書面を機構に <u>Target 保振サイト</u>を通じて提出すること。</p>	<p>2. 外国株券等機構加入者における外株ファイル伝送の回線接続</p> <p>外国株券等機構加入者は、外株ファイル伝送のみによるデータ授受を機構との間で行う必要があるが、次に掲げる条件を満たす場合に限り、外株ファイル伝送の回線接続を行わないこととすることができる。</p> <p>① (略)</p> <p>② ①の口座について、外国株券等の残高が一切発生しないことを確約する書面を機構に提出すること。</p>

以上

外国株券等保管振替決済制度に係る業務処理要領第 4.0 版 新旧対照表 (2023/8/7)  
別紙

項番	章	変更箇所	変更区分	新	旧
1	別紙 1 (※1)	II	変更	<p>II. 計算会社等を利用している場合における留意事項  <u>計算会社又はWeb端末操作の代行会社等</u> (以下「<u>計算会社等</u>」という。)を通じて、外国株券等振替口座簿の管理 (上記 I. 1) や機構との間のデータ送受信 (上記 I. 2) を行っている場合には、外国株券等口座管理機関の破綻に伴い、<u>計算会社等</u>の利用取り止め・契約解除を行うと外国株券等口座管理機関の業務を継続することが困難となることから、口座を廃止するまでの間は、引き続き、<u>計算会社等</u>を利用する必要がある。</p>	<p>II. 計算会社を利用している場合における留意事項  <u>計算会社のシステム</u>を利用することによって、外国株券等振替口座簿の管理 (上記 I. 1) や機構との間のデータ送受信 (上記 I. 2) を行っている場合には、外国株券等口座管理機関の破綻に伴い、<u>計算会社</u>の利用取り止め・契約解除を行うと外国株券等口座管理機関の業務を継続することが困難となることから、口座を廃止するまでの間は、引き続き、<u>計算会社</u>を利用する必要がある。</p>
2	別紙 1	II 脚注 1	変更	<p>仮に<u>計算会社等</u>との契約が近い将来に継続できない見込みが高くなってきたときは、売却処分をすすめて顧客に金銭として返還する方法や、他の外国株券等口座管理機関への事業の譲渡、会社分割で他の外国株券等口座管理機関に事業を承継させる方法などによって、<u>計算会社等</u>との契約が継続している間に速やかに口座を廃止する必要がある。</p>	<p>仮に<u>計算会社</u>との契約が近い将来に継続できない見込みが高くなってきたときは、売却処分をすすめて顧客に金銭として返還する方法や、他の外国株券等口座管理機関への事業の譲渡、会社分割で他の外国株券等口座管理機関に事業を承継させる方法などによって、<u>計算会社</u>との契約が継続している間に速やかに口座を廃止する必要がある。</p>
3	別紙 1	IV	変更	<p>外国株券等口座管理機関が破綻した場合 (<u>破産手続開始、民事再生手続開始又は会社更生手続開始の申立てが行われた場合等</u>) には、速やかに機構に対して連絡する必要がある。その際に、預託外国株券等の不足等により、外国株券等の補てん又は差替えをする必要がある場合には、その旨も併せて連絡する必要がある。</p>	<p>外国株券等口座管理機関が破綻した場合には、速やかに機構に対して連絡する必要がある。その際に、預託外国株券等の不足等により、外国株券等の補てん又は差替えをする必要がある場合には、その旨も併せて連絡する必要がある。</p>

4	別紙3 (添付資料)	電話番号・FAX 番号欄	変更	<table border="1"> <tr> <td>電話番号</td> <td>【電話】 ( )</td> </tr> </table>	電話番号	【電話】 ( )	<table border="1"> <tr> <td>電話番号・FAX 番号</td> <td>【電話】 ( )</td> <td>【FAX】 ( )</td> </tr> </table>	電話番号・FAX 番号	【電話】 ( )	【FAX】 ( )																																																				
電話番号	【電話】 ( )																																																													
電話番号・FAX 番号	【電話】 ( )	【FAX】 ( )																																																												
5	別紙6	1.	変更	<p>1. 概要</p> <p>機構と外国株券等機構加入者の間で行われる書類の授受は、原則としてTarget 保振サイトを通じて行います。外国株券等機構加入者から機構に対して書類の提出を行っていただく場合は届出書類機能（書類を提出する）を使用し、機構から個別の外国株券等機構加入者に対して通知を行う場合は、個別通知機能（個別通知を見る）を使用します。</p>	<p>1. 概要</p> <p>機構と外国株券等機構加入者の間で行われる書類の授受は、原則としてTarget 保振サイトを通じて行います。外国株券等機構加入者から機構に対して書類の提出を行っていただく場合は届出書類機能（書類を提出する）を使用し、機構から個別の外国株券等機構加入者に対して通知を行う場合は、個別通知機能（個別通知を見る）を使用します。</p> <p><u>これに伴い、Target 保振サイトを通じて授受する書類については、届出印の押印は不要となります。</u></p>																																																									
6	別紙6	3. (2) a.	変更	<p>a. 届出書類のフォーマットの取得方法</p> <p>各種届出書類のフォーマットは、制度参加届出事項の変更等の書類を機構ホームページに、その他の書類をTarget 保振サイトの「<u>書類をダウンロードする</u>」のカテゴリ一覧「<u>外国株券等保管振替決済制度</u>」に、それぞれ掲載しております。また、上記以外のフォーマットを用いて書類を提出いただく必要がある場合は、別途、通知等により御案内いたします。</p>	<p>a. 届出書類のフォーマットの取得方法</p> <p>各種届出書類のフォーマットは、制度参加届出事項の変更等の書類を機構ホームページに、その他の書類をTarget 保振サイトの「<u>ほふりからの連絡を見る</u>」のカテゴリ内の「<u>外国株券等保管振替決済制度／外国株券等機構加入者／制度関連情報</u>」に、それぞれ掲載しております。また、上記以外のフォーマットを用いて書類を提出いただく必要がある場合は、別途、通知等により御案内いたします。</p>																																																									
7	別紙6-1	①	追加	<p>①外国株券等機構加入者から機構へ提出いただく書類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>区分</th> <th>書類名称</th> <th>形式</th> <th>提出先カテゴリ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td rowspan="5">その他</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td rowspan="5">(略)</td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>不動産証明書の写し</td> <td>PDF</td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>持込人・引取人登録書</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	No	区分	書類名称	形式	提出先カテゴリ	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	15	その他	(略)	(略)	(略)	16	(略)	(略)	17	(略)	(略)	18	不動産証明書の写し	PDF	19	持込人・引取人登録書	(略)	(略)	<p>①外国株券等機構加入者から機構へ提出いただく書類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>区分</th> <th>書類名称</th> <th>形式</th> <th>提出先カテゴリ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td rowspan="5">その他</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td rowspan="5">(略)</td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>持込人・引取人登録書</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	No	区分	書類名称	形式	提出先カテゴリ	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	15	その他	(略)	(略)	(略)	16	(略)	(略)	17	(略)	(略)					18	持込人・引取人登録書	(略)	(略)
No	区分	書類名称	形式	提出先カテゴリ																																																										
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																										
15	その他	(略)	(略)	(略)																																																										
16		(略)	(略)																																																											
17		(略)	(略)																																																											
18		不動産証明書の写し	PDF																																																											
19		持込人・引取人登録書	(略)		(略)																																																									
No	区分	書類名称	形式	提出先カテゴリ																																																										
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																										
15	その他	(略)	(略)	(略)																																																										
16		(略)	(略)																																																											
17		(略)	(略)																																																											
18		持込人・引取人登録書	(略)		(略)																																																									

				<table border="1"> <tr> <td>20</td> <td>預託外国株券等残高証明書交付申請書(平成20年12月31日分まで)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>21</td> <td>担保突合株数訂正通知書</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>リコンサイル不一致連絡票</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>外国株券等交付請求指図書・取消指図書</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	20	預託外国株券等残高証明書交付申請書(平成20年12月31日分まで)	(略)	21	担保突合株数訂正通知書	(略)	22	リコンサイル不一致連絡票	(略)	23	外国株券等交付請求指図書・取消指図書	(略)	<table border="1"> <tr> <td>19</td> <td>預託外国株券等残高証明書交付申請書(平成20年12月31日分まで)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>担保突合株数訂正通知書</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>21</td> <td>リコンサイル不一致連絡票</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>外国株券等交付請求指図書・取消指図書</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	19	預託外国株券等残高証明書交付申請書(平成20年12月31日分まで)	(略)	20	担保突合株数訂正通知書	(略)	21	リコンサイル不一致連絡票	(略)	22	外国株券等交付請求指図書・取消指図書	(略)
20	預託外国株券等残高証明書交付申請書(平成20年12月31日分まで)	(略)																											
21	担保突合株数訂正通知書	(略)																											
22	リコンサイル不一致連絡票	(略)																											
23	外国株券等交付請求指図書・取消指図書	(略)																											
19	預託外国株券等残高証明書交付申請書(平成20年12月31日分まで)	(略)																											
20	担保突合株数訂正通知書	(略)																											
21	リコンサイル不一致連絡票	(略)																											
22	外国株券等交付請求指図書・取消指図書	(略)																											
8	別紙6-1	①脚注	変更	(削除)	1 外09-188「権利確定日等の日に株式会社日本証券クリアリング機構において万一フェイルが発生した場合の権利調整のための追加振替対応について」を参照。																								
9	別紙6-1	②脚注	変更	1 (略)	2 (略)																								
10	別紙7、 別紙11(添付4、5、7~14)、 別紙13、 別紙19	脚注	変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>当機構は、本書面に記載された個人情報を、外国株券等保管振替決済業務を円滑に遂行するため、利用いたします。</li> <li>当機構の個人情報保護に関する事項は、当機構ホームページに掲載されておりますので、適宜御参照ください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当機構は、本届出書に記載された個人情報を、外国株券等保管振替決済業務を円滑に遂行するため、利用させていただきます。</li> <li>当機構の取り扱う個人情報、当機構の個人情報保護方針など当機構の個人情報保護に関する事項は、当機構ホームページ(<a href="http://www.jasdec.com/">http://www.jasdec.com/</a>)に掲載されておりますので、適宜ご参照ください。</li> </ul>																								
11	別紙12(添付3、4、6)、 別紙16(添付4)	図内	変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>当機構は、本書面に記載された個人情報を、外国株券等保管振替決済制度を円滑に遂行するため、利用いたします。</li> <li>当機構の個人情報保護に関する事項は、当機構ホームページに掲載されておりますので、適宜御参照ください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当機構は、本届出書に記載された個人情報を、外国株券等保管振替決済制度を円滑に遂行するため、利用させていただきます。</li> <li>当機構の取り扱う個人情報、当機構の個人情報保護方針など当機構の個人情報保護に関する事項は、当機構ホームページ(<a href="http://www.jasdec.com/">http://www.jasdec.com/</a>)に掲載しておりますので、御参照ください。</li> </ul>																								
12	別紙12	1. (1)	変更	1. 提出書類 (1) 韓国銘柄に係る実質株主の居住国別区分情報(D様式)(添付1) ※必須 外国株券等実質株主の居住国別及び韓国源泉税率別の	1. 提出書類 (1) 韓国銘柄に係る実質株主の居住国別区分情報(D様式)(添付1) ※必須 外国株券等実質株主の居住国別及び韓国源泉税率別の																								

				<p>韓国銘柄の合計数量を御記入ください。居住国が同じでも韓国源泉税率が異なる場合は韓国源泉税率別に分けて合計数量を記載し、また、韓国源泉税率が同じでも居住国が異なる場合は居住国別に分けて合計数量を記載してください（“Other Countries”に該当する場合でも具体的な国別に記載してください。）。</p> <p>また、原則税率（22%）以外の軽減税率適用を求める場合は、「原則税率（22%）以外の税率の適用に係る確認事項」（添付2）を御確認いただき、「確認事項に係る同意の表明」欄の「同意する」を選択してください。「同意しない」を選択した場合は、軽減税率が適用されません。</p> <p>なお、居住国別の軽減税率については、<u>Target 保振サイトにログイン後、「ほふりからの連絡を見る」のカテゴリ「外国株券等保管振替決済制度/外国株券等機構加入者/制度関連情報」に掲載している「韓国銘柄に係る源泉税率表」</u>を御参照ください。</p>	<p>韓国銘柄の合計数量を御記入ください。居住国が同じでも韓国源泉税率が異なる場合は韓国源泉税率別に分けて合計数量を記載し、また、韓国源泉税率が同じでも居住国が異なる場合は居住国別に分けて合計数量を記載してください（“Other Countries”に該当する場合でも具体的な国別に記載してください。）。</p> <p>また、原則税率（22%）以外の軽減税率適用を求める場合は、「原則税率（22%）以外の税率の適用に係る確認事項」（添付2）を御確認いただき、「確認事項に係る同意の表明」欄の「同意する」を選択してください。「同意しない」を選択した場合は、軽減税率が適用されません。</p> <p>なお、居住国別の軽減税率については Target 保振サイトに掲載する「韓国銘柄に係る源泉税率表」を御参照ください。</p>
13	別紙 12	2.	変更	<p>2. 提出書類の取得方法</p> <p>1. の各提出書類は、Target 保振サイトから取得可能です。当該サイトにログイン後、「<u>書類をダウンロードする</u>」のカテゴリ一覧「<u>外国株券等保管振替決済制度</u>」に掲載している「<u>韓国銘柄に係る税務区分情報等の提出様式</u>」を御覧ください。</p>	<p>2. 提出書類の取得方法</p> <p>1. の各提出書類及び「<u>韓国銘柄に係る源泉税率表</u>」は、Target 保振サイトから取得可能です。当該サイトにログイン後、「<u>ほふりからの連絡を見る</u>」のカテゴリ「<u>外国株券等保管振替決済制度/外国株券等機構加入者/制度関連情報</u>」に掲載している「<u>米国銘柄及び韓国銘柄に係る税務区分情報等の提出様式</u>」を御覧ください。</p>
14	別紙 16 添付 5	脚注	変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>当機構は、本<u>書面</u>に記載された個人情報を、外国株券等保管振替決済業務を円滑に遂行するため、<u>利用いたします</u>。</li> <li>当機構の個人情報保護に関する事項は、当機構ホームページに掲載されておりますので、<u>適宜御参照ください</u>。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当機構は、本<u>申請書</u>に記載された個人情報を、外国株券等保管振替決済業務を円滑に遂行するため、<u>利用させていただきます</u>。</li> <li><u>当機構の取り扱う個人情報、当機構の個人情報保護方針など当機構の個人情報保護に関する事項は、当機構ホームページ (<a href="http://www.jasdec.com/">http://www.jasdec.com/</a>) に掲載されておりますので、適宜御参照ください</u>。</li> </ul>

15	別紙 17	-	変更	担当者氏名	担当者氏名 (印)
16	別紙 18 (※2)	書式	差替え	-	-

※1 別紙 1 においては、本表の項番 1 及び 2 以外にも内容に変更が生じない範囲で字句の調整をしております。

※2 項目名の変更、「持込人・引取人名」/「FAX」欄の削除及び脚注の URL などの変更をしております。

以上